

南条小学校いじめ防止基本方針

高岡市立南条小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・全校体制での指導に当たるため、定期的（月1回）に「生徒指導委員会」を開き、情報を共有します。
- ・学習規律を整え、規範意識を醸成し、「善い行いが広がる学校」を目指します。
- ・Q-U検査を年2回行い、望ましい学級集団づくりに役立てます。
- ・気になる児童のカルテを作成し、継続的な指導に役立てます。
- ・人権週間等に行われる取組を通して、相手を思いやる心を育てます。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・総合的な学習の時間や交流学习を通して、いろいろな人たちとの触れ合いの機会を設けます。
- ・道徳の授業で、人権に関する資料を取り扱います。（年2回）
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。
- ・構成的グループエンカウンター等を取り入れ、自他理解を図り好ましい人間関係を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が「あいさついっぱい活動」を展開し、やさしさあふれる学校になるように取り組みます。また、人権に関する標語やポスターを募集し掲示します。
- ・「やさしさいっぱい運動」を実施し、お互いを思いやることを大切にします。

③ 家庭や地域等との連携

- ・いじめ防止の取組の基本的な考え方を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・PTA、自治振興会及び校区の中学校と連携した「さわやか運動」を実施します。

(2) いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・児童の会話や日記等からも情報を収集し、教職員間でも情報交換を積極的に行います。
- ・長休みや昼休み時間に、低中高学年毎に担当を決め、校舎内の巡回に努めます。

② アンケート調査

- ・いじめの実態調査を兼ねて「学校生活アンケート」を、原則毎月5日までに実施します。(カウンセリング週間予定の月は、直接面談を実施)
- ・アンケート結果は、学級毎に累積していきます。また、集計結果を生徒指導主事が集約し、気になる児童についての対応を生徒指導委員会で検討します。

③ 教育相談

- ・カウンセリング週間を設け、学級の児童全員と個人面談を行います。(年2回)
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口(担任及び生徒指導主事)」を周知します。
- ・スクールカウンセラー等と連携をとり、必要に応じて教育相談の場を設けます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。
また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必

要な指導を行います。

- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司）等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ対策委員会の開催 ・校内研修（全職員による共通理解） ・挨拶運動の重点化	10	・アンケートによる実態把握 ・「あいさついっぱい活動」の実施 ・学校評議員会での実態報告・説明 ・いじめ対策委員会の開催
5	・アンケートによる実態把握 ・「あいさついっぱい活動」の実施 ・学校評議員会での実態報告・説明 ・いじめ対策委員会の開催	11	・アンケートによる実態把握 ・Q-U検査（各学級の実態把握） ・カウンセリング週間（全員面接）の実施
6	・アンケートによる実態把握 ・Q-U検査（各学級の実態把握） ・校内研修（Q-U検査分析に関する研修） ・カウンセリング週間の実施	12	・人権週間（標語等による啓発活動）
7	・学校評価アンケート	1	・アンケートによる実態把握 ・挨拶運動の重点化 ・学校評価アンケート
8	・校内研修（情報モラルに関する研修） ・校内研修（事例研究） ・学校評価アンケートの集計・考察	2	・アンケートによる実態把握 ・「あいさついっぱい活動」の実施 ・学校評価アンケートの集計・考察 ・学校評議員会での実態報告・説明 ・いじめ対策委員会の開催
9	・挨拶運動の重点化 ・アンケートによる実態把握	3	・アンケートによる実態把握 ・校内研修（全職員による総括）

※ 適宜、必要に応じてカウンセリングを実施する。

5 評価と改善

- ・学校評議員会で、いじめに関する校内の情報を共有し、改善等に向けた意見を伺います。
- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

[平成29年4月1日策定]